河本　幸士郎と株式会社河本事務所が霞ヶ関キャピタル株式会社＜3498＞株式の変更報告書を提出

東証プライムの霞ヶ関キャピタル株式会社＜3498＞について、河本　幸士郎と株式会社河本事務所が2026年11月19日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「提出者及び共同保有者それぞれの株券保有割合の1%以上の増減共同保有者の追加」によるもの。

報告義務発生日は、2026年11月12日。